

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 170-8630
住 所 東京都世田谷区北沢三丁目 5 番 18 号
氏 名 株式会社鷹山
代表取締役社長 高取 直
電話番号 [REDACTED]
電子メール [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見書を提出いたします。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制度部会 最終報告書（案）」につきまして、意見を述べる機会を頂きまして誠にありがとうございます。下記のとおり、弊社意見を提出いたしますので、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

【意見要旨】

電波利用料制度のあり方については、「電波利用共益費用（手数料）」と「電波の経済的価値を勘案した利用料」の調和統合による整理については、基本的には賛同します。但し、電波利用料負担者の公平性を前提とすると、「電波利用共益費用（手数料）」のうち、総合無線局管理ファイル等の恒常業務については従来の無線局データ量比率の考え方を見直すべきこと、経済的価値の料額算定についても、帯域幅・出力に係る技術的インセンティブを勘案すること、使用地域の配慮事項の対象となる無線局については勘案対象外とすることが考えられます。また、戦略的に取り組むべく新たな施策として「デジタルディバイド解消」事項については、現段階では施策範囲内とすることは適当ではないと考えます。なお、今回の電波利用料制度のあり方については、負担増加要因のみに言及されているが、負担者にとって軽減要因となる無線局廃局等による電波使用料を還付制度や、電子納付システムの導入等による優遇制度等の新設を要望するものです。

1. 新たな電波利用料制度のあり方

- (1) 「電波利用共益費用（手数料）」としての性格を維持すべきか「電波の経済的価値を勘案した利用料の概念とし電波の有効利用を促進すべきか」の論点について議論を検討した結果、両者の長所を調和統合することが適当と整理した。

(意見)

電波利用料制度のあり方として、両者の長所を調和統合することについては、適当であると考えます。

- (2) 「電波利用共益費用（手数料）」について、電波監視や無線局データベースの運用費用等の恒常的業務については典型的な共益事務として従来の料額の算定方法が適当である。

(意見)

算定方法を均等負担とする場合、対象となる恒常業務についても均等利用するものを前提とすべきであると考えます。現行の料額算定の考え方は、電波監視、

技術試験事務、その他の業務に係る共益費用の各無線局による均等配分方法と総合無線局管理ファイルの業務に係る共益費用の無線局のデータ量による比例配分の加算値であり、最終報告書における「電波利用共益費用（手数料）」の徴収部分については、従来どおりと整理されているため総合無線局管理ファイル等の恒常的業務についても従来どおりと想定されます。

この場合、PHS 事業のように、電波の再利用、共用など電波利用効率を高める技術を取り入れることにより周波数有効利用に貢献していくにつれ、無線局データ量比例が増加し、電波利用料負担が多くなるという悪循環が生じる懸念があります。当該業務にかかる算定についても、昨今の電子的処理による提出データの軽量化及び電波の経済的価値を勘案した手数料の算定に見直すべきものと考えます。

- (3) 「電波の経済的価値を勘案した利用料の概念とし電波の有効利用を促進すべきか」研究開発費用等の周波数逼迫対策やデジタルディバイド解消等、戦略的に重要な業務の財源に充てる部分については、新規で導入する使用料の概念を導入し電波の経済的価値を勘案した算定方法とする。また、国民共有の財産や資源の使用対価としては、公物の占有者が受ける利益を対価と徴収するものであり、公物占有料として整理することが適当。

(意見)

電波利用料制度の考え方として、電波の経済的価値を勘案した利用料の概念を新たに導入することは適当であると考えます。また、導入の前提条件としての「オークション導入は実施しない」「電波利用料の用途は電波利用社会の発展に資する施策範囲内とする」及び勘案要素項目についても適当と考えます。

但し、電波利用用途の候補については議論する余地が十分にあるものと考え、具体的には「研究開発費用等の周波数逼迫対策」や「戦略的に重要な業務の財源に充てる部分」については、電波利用社会の発展に資する施策範囲内であると考えますが、「デジタルディバイド解消」については、ユーザー利益を鑑みた場合、一定の電波利用システムに特化した施策とすべきか、事業者の個性化時代を踏まえ、電波利用形態の多様化促進を図る施策とすべきかについて議論の余地があるものと考えます。

電波利用料制度の考え方の前提には、負担と受益のバランスが保持されるべきものであるよう考慮していただきたい。

2. 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方

- (1) 新たに使用料の概念を導入する料額の算定にあたっては、電波の経済的価値を勘案することが適当であり、これにより市場原理が機能し電波の有効利用インセンティブを働かせることが可能となる。

(意見)

新たに使用料の概念を導入する料額の算定にあたっては、市場原理が機能し電波の有効利用インセンティブを働かせることが可能となるように、「電波の経済的価値を勘案する」

ことが適当と考えます。

逼迫地域を特定するための指標及び逼迫地帯の観念についても、考え方については適当と考えます。また、量的要素を勘案した料額算定における使用地域の範囲に関する指標の方法については、無線局の発する電波の届く範囲である「地理的な広さ」とすることが適当であると考えます。

また、帯域幅・出力については、電波の再利用に努めている PHS においては、例えば、基地局あたりの出力を 50mW として 10 万局を保有した場合でも、その総出力は 5kW であります、10mW の端末が 50 万台あったと想定し、その稼働率を 1/30 とすると、その総量は 1.7kW を超えるものではありません。このような技術的・効率的な努力に対する技術的インセンティブは勘案されて然るべきものと考えます。

なお、料額算定による配慮事項については、公共性を勘案するとあるが、本来、電波利用料の主旨としては、監視等に係る共益業務費用を電波利用者が公平に負担するという観点により負担していることから、国が開設する無線局や地方公共団体が開設する防災無線局等は勘案対象に該当しないと考えます。現に、防災無線等については、民間事業者との競合事業にも抵触していることから民間事業者と同等の負担義務があるものと考えます。また、公共性とされる放送システムについては、共用型の電波利用の性質とテレビ付携帯電話などによる利用の通常の市場活動における専用型の電波利用の性質が混在しているため混在している性質については、勘案対象外であると考えます。

3. 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策

- (1) 現行制度における戦略的業務は「実用化段階の研究開発」「アナログ周波数変更対策」「電波の迅速な再配分」等であるが、今後、ユビキタス社会の実現に向け、「電波資源拡大に向けた中長期的な研究開発」「電波利用による便益を広く国民一般に及ぼすべく電波利用のデジタルディバイド解消（当面は携帯電話が検討対象）」などの戦略的な業務の財源に充てることの適否が課題。

(意見)

移動通信や無線 LAN、情報家電等の新たな電波需要に対応するための電波開放戦略として電波の再配分を迅速に進める目的である「電波資源拡大に向けた中長期的な研究開発」については、戦略的な業務の財源に充てることは適当であると考えます。しかしながら、「デジタルディバイド解消」については、ある一定の電波利用システムに特化しており、特化した内容に関する電波利用料額を「電波の経済的価値を勘案した利用料の概念」に当てはめ負担すべき内容であるか、或いは、ユーザー利益を鑑みた場合、一定の電波利用システムに特化した施策とすべきか、事業者の個性化時代を踏まえ、電波利用形態の多様化促進を図る施策とすべきかについて議論の余地があるものと考えることから、現段階では当該項目を戦略的な業務の財源に充てることは適当ではないと考えます。電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策における研究開発費等への支出については、電波利用の共益的な範囲に留めべきものであり、固定財源化として支出規模を肥大化させてはならないものと考えます。

(2) 効率化努力と官民分担及び一般財源との役割分担

(意見)

免許人が電波の適正な利用を推進するための費用に充てることを目的とし電波利用料金を負担することは当然の義務であると考えますが、これまで、電波利用料の用途に関する詳細内容及び評価等の公表が明確に実施されたとは言えず、その透明性の確保が充分なものではなかったと思われれます。電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策として新たな用途の拡充を図ることは当然のことと考えますが、今後は、電波利用料の負担者である事業者に対して、その用途の詳細や評価結果等を明確に公表していただき、より一層の透明化を図っていただくことを要望いたします。また、行政側における効率化、費用削減努力等についても継続して実施していただき、負担軽減化を図ることを要望いたします。

4. 納付義務者の範囲

- (1) 今後は、電波の有効利用の推進と負担の公平の観点から、従来の整理に加えて、一定の免許不要局からも応分の電波利用料の徴収をすべきとする見解と、自由な電波利用環境を維持する観点から現行どおり非徴収とすべき見解が表明されたが、免許不要局の電波利用形態に即して徴収の適否を検討する必要がある。

(意見)

情報家電等の小電力無線システムを活用したビジネスが拡大すると期待され、専用周波数帯域の拡大などの要望に応えるべく電波利用料を活用し、周波数の倍増に向けて研究開発の充実・強化の必要性が確認されたことを考慮すると、小電力無線システムの周波数の帯域幅についても今後、電波の逼迫状況を深刻化させる要因の一つと考えられること、現に、当該周波数帯域では免許局等他の無線システムの利用を排除・制限していること等を鑑みると電波の適正な利用を推進するための費用に充てることを目的とし電波利用料金を負担することの観点により帯域占用型（情報家電専用帯域等）については応分負担の義務が生じると考えられます。

但し、負担と受益のバランスを十分に考慮し、経済的価値を勘案した使用料額を徴収していくことが妥当であると考えます。

5. その他

（意見）

最後に、今回の電波利用料制度のあり方においては、電波利用社会発展のために戦略的に取り込むべき施策を追加し、電波利用料制度の料額算定について「電波利用共益費用（手数料）」と「電波の経済的価値を勘案した利用料の概念とし電波の有効利用を促進すべきか」の調和統合による徴収方法への変更であります。施策拡大は事業者の電波利用料負担の増加要因となることから、現行の負担者の負担額増加とならないよう配慮していただきたい。また、負担増加の一方で、無線局廃局等により恒常的業務の対象外となる無線局については、納付した電波使用料を還付すること、電子納付システムの導入等で行政側の事務処理が軽減するような要因についても優遇制度等を設けること等により負担者にとって軽減要因となるような制度についても導入を検討していただきたい。

以上